

クラウドサービスに関わる著作権法上の問題 および提言

平成 27 年度著作権委員会第 1 部会

渥美 元幸, 岸尾 正博, 佐野 寛幸, 高橋 雅和, 恒川 圭志,
寺坂 真貴子, 中川 信治, 中川 裕幸, 中山 英明, 松本 康伸

要 約

著作権委員会第 1 部会では、政策提言やパブリックコメントへの対応など、外部への意見提出、情報発信の役割を担っている。平成 27 年度の著作権委員会第 1 部会では、クラウドサービスに関わる著作権法上の問題および提言について検討を行った。本稿では、教育分野とコンテンツサービスにおける著作権法上の問題を取り上げ、その提言を行う。

目次

1. 教育分野における著作権法上の問題と提言
2. コンテンツサービスにおける著作権法上の問題と提言

1. 教育分野における著作権法上の問題と提言

現在、デジタル教科書の検討がされており、著作権法上の問題が指摘されている。各学校に大規模のデータを管理するサーバを配置することは管理面だけでなく費用面でも非効率的であることから、クラウドサービスの利用形態で市町村あるいは都道府県単位でサーバを管理し、各学校の生徒はストリーミングまたはダウンロードにより視聴等することが現実的と考えられる。しかしながら、市町村等の管理するサーバに教科書等のデータをアップロードする行為はいずれの権利制限規定にも該当しないから、著作権者等の承諾を得ない限り、このような利用形態はできない。すなわち、教科書・学校教育に関する権利制限規定は著作権法第 33 条、第 35 条等があるが、上記例示した利用形態はいずれの権利制限規定にも該当しないから、権利制限規定による手当がないというのが現状である。

上記例の利用目的は公正で、かつ、著作権者等の利益を不当に害するものではないと考えられるから、権利制限規定の見直しによる解決が望ましいと考える。上記例のような公益利用形態において、クラウドサービスの最終の利用形態（上記例でいえば学校側のダウンロード等する行為）は権利制限規定で担保されているのに、中間の利用形態（市町村等の管理するサーバ

に教科書等のデータをアップロードする行為）に何らの権利制限規定も担保されていないのは公平性を欠く。クラウドサービスを利用することにしたら権利制限規定に該当しない状況が生じてしまうというのは好ましくない。

上記例に対応する個別の権利制限規定を創設することも一案だが、新たに出現した利用形態に対応する権利制限規定を追加していく課題解決手法では、新たに出現した利用形態に後追いでしか対応できない。したがってクラウドサービスに関わる著作権に限った柔軟性のある権利制限規定（仮称：「クラウド内フェアユース規定」）の導入も検討すべきである。クラウド技術を用いた新しいサービスは日進月歩であり、個別の権利制限規定を事後的に創設していく手法よりもクラウド内フェアユース規定の創設の方が適しているといえる。クラウドサービスの今後の発展を図る上でも、クラウドサービスの最終の利用形態（出口）に着目して、その利用が公益利用形態である等、公正かつ著作権者等の利益を不当に害するものでなければクラウド内フェアユース規定により権利侵害を問わないとすることは望ましい解決方法の一つと考える。

文化審議会著作権分科会においては、いわゆるフェアユースのような一般的な権利制限規定の導入については是非を抽象的に議論する場ではないとされているが、クラウドサービスと著作権との関係が不明確な部分があり、そのために事業者がサービス展開を萎縮しているという背景があることからすれば、クラウド内

に限定したフェアユース規定の導入について積極的に検討すべきではないかと考える。

2. コンテンツサービスにおける著作権法上の問題と提言

コンテンツサービスの一つにロッカー型クラウドサービスと呼ばれるサービスがある。ロッカー型クラウドサービスは4つの類型に分類され、その中のタイプ2の類型（ユーザアップロード・プライベート型）とは、ユーザが自分のコンテンツを自らアップロードし、そのコンテンツを自ら使用するものであるから、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内（著作権法第30条第1項）による適法な行為といえる。一方、タイプ4の類型（ユーザアップロード・共有型）とは、ユーザが自分のコンテンツを自らアップロードし、そのコンテンツを複数人が共有するものであり、明らかに法第30条第1項の私的使用目的を逸脱する違法行為である。

タイプ4の類型を適法なものとするには権利者の許諾が必要となるため、契約処理コストの低減および円滑なライセンス体制の構築が要請されることになる。契約処理コストの低減および円滑なライセンス体制の構築にあたっては、集中管理による契約スキームは有用と考える。

ただし、集中管理による契約スキームの導入で、私的使用目的の複製である行為（例えばタイプ2の類

型）までも利用許諾契約の範疇にあるといった解釈がなされることがあってはならない。もともと適法な利用行為であるのに、違法であるが契約によって利用可能になっているという誤解を招いてしまうからである。

また、集中管理による契約スキームの導入にあたっては、クラウドサービスのユーザ側の視点も採り入れるべきである。契約は権利者とクラウドサービス事業者間であるとして両者間の問題であり、ユーザは当事者ではないと捉えることはできる。集中管理による契約スキームによって軽減されるとしても契約処理コストはサービス料金へ転嫁されユーザにとっては負担増という影響を受けることになるわけであるが、これもクラウドサービス事業者の経営上の判断にすぎないと解することもできる。

しかし、いかに優れたサービスであってもユーザに支持されなければ発展は見込めない。集中管理による契約スキームに関する議論にあたっては、どうしても契約当事者（権利者・事業者）の意見が採用される可能性が高くなるため、クラウドサービスのユーザに配慮するという視点をあえて意識付けて検討すべきと考える。

以上

(原稿受領 2016. 6. 20)